官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六一）　二
〔法規的告示〕
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一一）　二
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同一二）　三
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一三）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働一五七）　四
○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（同一五八）　四
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（同一五九）　四
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産七三一）　五
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同七三二）　五
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同七三三）　五
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同七三四）　六
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第七条第一号の表へ及びチの規定に基づき、同表の第十四条の表へ及びチの規定に基づく照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却された原子炉の運転等のための施設を定める告示及び原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件の一部を改正する告示（原子力規制委四）　六
〔その他告示〕
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産七三五）　七
○道路に関する件（中部地方整備局六六）　八
○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局六八）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
内閣府　財務省　八
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二五）　八
〔公　告〕
諸　事　項　八
官庁
押収物還付関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二七